

公益財団法人年金融資福祉サービス協会定款

目次

- 第1章 総則
- 第2章 資産及び会計
- 第3章 評議員
- 第4章 評議員会
- 第5章 役員
- 第6章 理事会
- 第7章 賛助会員
- 第8章 公告の方法
- 第9章 事務局
- 第10章 定款の変更及び解散
- 第11章 補則
- 附則

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人年金融資福祉サービス協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、年金受給権を担保とする小口資金に係る年金受給権者の債務の保証、被保険者住宅資金に係る厚生年金保険の事業主等の債務の引受け等に関する事業を行い、年金受給権者等の福祉の増進と経済的救済に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号。次号におい

て「機構法」という。)に基づく独立行政法人福祉医療機構から同法第12条に規定する厚生年金保険等受給権及び労災年金受給権を担保とする小口資金の貸付けを受ける者の独立行政法人福祉医療機構に対する債務の保証を行う事業

- (2) 機構法附則第5条の2の規定により独立行政法人福祉医療機構が債権の管理及び回収を行う被保険者住宅資金を借り受けている事業主が使用する被保険者が退職した場合等において、その債務を引き受ける事業
 - (3) 前号の事業により債務の引受けの対象となった者及び被保険者住宅資金を借り受けている事業主が使用する被保険者等を加入の対象とする団体信用生命保険に加入する事業
 - (4) 各社会保険制度の被保険者、受給者等の福祉の向上に関する事項の調査研究
 - (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第2章 資産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産とその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第6条 基本財産とされた財産は、確実な金融機関に預け入れる、確実な信託会社に信託する又は国債若しくは公債等安全確実な有価証券に換えて保管する等、安全確実な方法により維持し、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 この定款に定めるもののほか、この法人の財産の管理に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することはできない。

- 2 前項の規定にかかわらず、この法人の運営上やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会の決議により、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度開始の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュ・フロー計算書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の各号に掲げる書類は、5年間主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規

則第48条の規定に基づき、毎事業年度末における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。

(事業年度)

第11条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 評議員

(定数)

第12条 この法人に評議員5名以上7名以内を置く

(選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号に掲げる要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 1 5 号の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

第 14 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は第 1 2 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

第 15 条 評議員に対する報酬は、各年度の総額が 9 0 万円を超えない範囲で、支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第 4 章 評議員会

（構成）

第 16 条 評議員会はすべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 17 条 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事並びに会計監査人の選任及び解任
- (3) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準
- (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 第 9 条第 2 項の規定により、評議員会の承認を受けなければならない書類
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分または除外等の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

(開催)

第 18 条 評議員会は、定時評議員会と臨時評議員会の 2 種とする。

- 2 定時評議員会は、年 1 回、毎事業年度終了後 3 カ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第 19 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 残余財産の処分
 - (4) 基本財産の処分又は除外等の承認
 - (5) 重要な財産の処分又は譲り受けを行う場合

(6) その他法令で定められた事項

(議長)

第21条 評議員会の議長は、評議員会に出席した評議員の互選により選出する。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、議長及び出席した評議員から選出された議事録署名人2名が記名押印するものとする。

第5章 役員

(役員及び会計監査人の設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上9名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を法人法上の代表理事とし、2名以内を法人法上の業務執行理事とすることができる。
- 3 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任等)

第24条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議により選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は理事会の決議により理事の中から選定する。
- 3 代表理事を理事長とする。
- 4 業務執行理事のうち1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。
- 5 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。
- 6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（以下「認定法施行令」という。）第4条で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 7 他の同一団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として認定法施行令第5条で定める理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長はこの法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事及び常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に 4 カ月を超える間隔で 2 回以上、その職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第 27 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の完了する時までとする。
- 4 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの

のに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第 29 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議により解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議により解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第 30 条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。
- 4 会計監査人に対する報酬等は、監事の同意を得て、理事会において定める。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第33条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を示して、招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

(4) 法人法第197条において準用する同法第101条第2項の規定により、監事から理事長に請求があったとき、又は同条第3項の規定により監事が招集したとき

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項を提案した場合において、議決に加わることのできる理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 前項の議事録には、出席した理事長及び監事が記名押印しなければならない。

なお、理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、出席した理事及び監事全員が当該議事録に記名押印する。

第 7 章 賛助会員

(賛助会員)

第 38 条 この法人に賛助会員を置くことができる。

- 2 賛助会員に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 39 条 この法人の公告は電子公告により行うものとする。

- 2 事故その他やむを得ない事由により前項の電子公告によることができない場合は官報に掲載する方法による。

第 9 章 事務局

(設置)

第 40 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置くものとする。

- 2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第 41 条 この法人の主たる事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備えて置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程
- (6) 事業計画書及び収支予算書等
- (7) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- (8) 事業報告及び計算書類等
- (9) 監査報告
- (10) 会計監査報告
- (11) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (12) その他法令で定める帳簿及び書類

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、評議員会の決議により変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 13 条についても適用する。

(解散)

第 43 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第 44 条 この法人が、公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から 1 か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 45 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 補 則

(委任)

第 46 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 11 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
評議員 阿部吉邦、石田重森、伊藤徳直、片平義信、水田敏夫、武舎信之、
八木清文
- 4 この法人の最初の代表理事は眞屋尚生とし、業務執行理事は加々見隆、片田照夫、会計監査人は新日本有限責任監査法人とする。